

JIS

再生プラスチック製標識くい

JIS K 6932 : 2018

(JSIMA/JSA)

平成 30 年 9 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒井 信介	横浜国立大学
(委員)	伊藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
	宇治 公隆	首都大学東京 (公益社団法人土木学会)
	大石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大瀧 雅寛	お茶の水女子大学
	奥田 慶一郎	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	奥野 麻衣子	三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	金丸 淳子	公益財団法人共用品推進機構
	鎌田 実	東京大学
	河村 真紀子	主婦連合会
	佐伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎名 武夫	千葉大学
	高田 祥三	早稲田大学
	高増 潔	東京大学
	千葉 光一	関西学院大学
	寺澤 富雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	長井 寿	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会
	奈良 広一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	西江 勇二	一般財団法人研友社
	福田 泰和	一般財団法人日本規格協会
	榎 徹雄	東京都市大学
	三谷 泰久	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	棟近 雅彦	早稲田大学
	村垣 善浩	東京女子医科大学
	山内 正剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	和辻 健二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 56.3.1 改正：平成 30.9.20

官 報 公 示：平成 30.9.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本測量機器工業会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3431-5007)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 品質	2
4.1 外観	2
4.2 性能	2
5 形状及び構造	2
5.1 形状	2
5.2 構造	3
6 寸法及び寸法の許容差	3
6.1 寸法	3
6.2 寸法の許容差	4
7 試験方法	4
7.1 試験の一般条件	4
7.2 外観	4
7.3 寸法測定	4
7.4 圧縮強さ	4
7.5 衝撃強さ	6
7.6 耐熱性	8
7.7 耐候性	9
7.8 環境に与える影響など	9
8 検査	9
8.1 一般	9
8.2 性能検査	9
8.3 受渡検査	9
9 試験報告書	9
10 呼び方	10
11 表示	10
附属書 A (参考) 環境安全性試験－重金属の溶出試験 (例 A)	11
附属書 B (参考) 環境安全性試験－放射線量試験 (例 B)	12
解 説	13

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本測量機器工業会（JSIMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS K 6932:2007** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、平成 31 年 9 月 19 日までの間は、工業標準化法第 19 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS K 6932:2007** を適用してもよい。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

再生プラスチック製標識くい

Recycled plastics stakes

序文

この規格は、測量基準点及び各種の境界標識に使用する再生プラスチック製標識くいの品質、形状、寸法などについて規定する。これによって、再生プラスチック製標識くいの品質の向上を図り、公的・私的領域区画の確定、財産の保全及び経費の節減に寄与することを目的とする。標識くいには、この規格のほかに **JIS B 7914-1**（標識くい—第1部：コンクリート製標識くい）、**JIS B 7914-2**（標識くい—第2部：金属びょう）及び **JIS B 7914-3**（標識くい—第3部：測量くぎ）がある。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、測量基準点及び各種の境界標識用として使われる再生プラスチックを素材とする標識くい（以下、くいという。）について規定する。ただし、特殊な条件下の測量作業に使用されるくいには適用しない。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS A 1415 高分子系建築材料の実験室光源による暴露試験方法

JIS B 7507 ノギス

JIS B 7512 鋼製巻尺

JIS B 7516 金属製直尺

JIS K 6900 プラスチック—用語

JIS Z 8401 数値の丸め方

JIS Z 8722 色の測定方法—反射及び透過物体色

JIS Z 8781-6 測色—第6部：CIEDE2000 色差式

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS K 6900** によるほか、次による。

3.1

再生プラスチック

各種プラスチックの重合及び加工工程において発生したくず、各種プラスチックの使用済みの成形品など。